平成 14 年度「11都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議」要望書 における要望事項具体例

平成 15 年 4 月 京都府取りまとめ

要望事項2(1)

売春防止法(昭和31年法律第118号)及び配偶者暴力防止法の運用について、保護対象者の状況を踏まえた一元的な施策が行われるよう、概念の統合や受入体制について整理していただきたい。

1 援助機関の組織・事務分担の問題

売春防止法は従来福祉事務所を中心とする部署で相談から一時保護を実施してきたが、配偶者暴力防止法の相談・一時保護は人権や男女共同参画、女性施策、総務、企画等の部署が担当する市町村が増えた。被害者が相談に行った時に、DVと捉えるかどうか(判断の難しいケースが多い)で、どこの窓口が担当するのか市町村内でトラブルが発生している。また、援助過程においても福祉を担当する部署の援助をスムーズに受けられなかったり、受けられても調整に時間がかかり迅速な援助が受けられないこともあり被害者に不安を与えるケースも多い。

売春防止法に基づく一時保護と配偶者暴力防止法に基づく一時保護の取扱の違いにより、必要以上に対象者への対応に差が出ている。特に、福祉事務所等相談窓口で、一時保護の実施や生活保護の適用など配偶者暴力防止法対象者は優先的に取り扱うが、売春防止法対象者の場合はかなり厳しい対応がされている現状がある。

2 男性への対応

配偶者暴力防止法に基づく一時保護は男性被害者を対象としているが、法に基づく一時保護を行う婦人相談所は、本来男性を対象とする機関ではない。一時保護施設そのものは委託で対応したとしても、婦人相談所の責任において相談を受け、ケースワークをしていくためには、婦人保護事業の実施機関である婦人相談所が行うことにはシステム上無理がある。また、男性被害者を受け入れていく場合、被害者を装った男性への対応も拒否することができず、女性被害者への支援を阻害する要因となっている。

3 国の所管の一元化

現場が一元的に統一した対応をしようとしても、内容によって所管が内閣府と厚生労働省に分かれているために、現場で対応困難な課題を受け止めて解決に結びつけるという一元的な責任体制が取られていない。たとえば、配偶者暴力防止法は婦人保護事業なのか、であればなぜ男性に対応しなければならないのか、配偶者暴力相談支援センターの機能は女性センターその他の機関にも位置づけられており、それは法の趣旨からも望ましいことであるにもかかわらず、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターには国の予算の裏づけがなく、格別の扱いとなっている。

要望事項2(3)

配偶者暴力防止法における「被害者」は配偶者からの暴力を受けた者に限定されているが、暴力は家族に対しても振るわれることが多く、そのために被害者が保護命令の申立を躊躇することも考えられるため、被害者の範囲を拡大し、子供、親、兄弟等も保護命令の対象としていただきたい。

- 1 被害者の行方を探し回っている加害者が、配偶者以外の人に対しても暴力的な傾向を 示す人である場合、被害者の親や兄弟に対して、本人の居所を知っているのではないか と推測して、脅す例がある。そのため、兄弟姉妹が被害者との関わりを避けてしまい、 その後の生活のために必要な援助を受けられなかった事例がある。また、被害者が、自 分の親兄弟に迷惑をかけたくないということで、加害者を刺激しないようにという配慮 から、保護命令の申立を躊躇した事例がある。
- 2 同伴児が学齢児の場合、学校から転校先が加害者にわかってしまった事例があった。また、高校生の場合には、転校が難しく、同じ高校に通いたいと希望する事例もある。このような例で、加害者が子供の学校に行って、子供を連れ去ったり、子供を脅して被害者の転居先を聞き出そうとするようなことを避けるためには、同伴児も保護命令の対象とすることが必要である。
- 3 被害者への暴力とともに子供へも虐待があった事例。加害者は特に子供に対しては過度な執着があり、市役所へ乗り込んできた時も被害者を探すというよりも子供のことを探していた。またDV法についての勉強をしていて、保護命令は子供には適用されないということも知っていた様子だった。そのため、保護命令を申し立てたとしても子供は守られないということから、申し立てることを止めて早急に県外の施設に入所することにした。もし子供も保護命令の対象となっていたなら、もっと自立する方法が広がった可能性が高い。
- 4 被害者の避難に手を貸したと疑われた息子が、加害者に包丁を持ち出されて責められ、 逆に加害者を刺し殺した事件。息子は自分の身も危ないと思ったと供述。家庭や職場で 人柄について評価が高く、殺人を犯すまでに追いつめられていたことに周囲の同情が集 まっている。
- 5 実家に同居していたが、夫のDVで妻子が実家から避難したため、実母がパニック障害になった。
- 6 他県から母子家庭の姉宅へ避難していたところ、加害者は脅迫電話をかけたり自殺未遂を起こして心理的プレッシャーをかけた上、包丁を持って姉宅に押し掛けた。姉は自分をうらんでいつ危害を加えられるかと恐れ、子どもへの被害も心配して配偶者暴力相談支援センターに相談。警察にも相談したが「何かあったら電話するように」と言われただけであった。

要望事項2(4)

DV被害者が、暴力から逃れ、新たな生活を確実に始めることができるよう、保護命令における接近禁止期間及び退去命令期間を大幅に延長していただきたい。

1 接近禁止

- ・ 離婚等は6か月では決まらないことが多い。離婚手続き中は特に危険性が高いが、まず、危険を回避するために保護命令を申立てた後熟考して離婚手続きに入る場合や、子どもなどの問題で調停が長引くこともあり、安心してその後の生活を組み立てるためには1年程度は必要である。
- ・ 事例: A さんは家庭裁判所に婚姻関係解消の申立てをした際、裁判所の職員から保護命令を申し立てた方がよいと助言されて配偶者暴力相談支援センターに来所した。 2 週間後に保護命令を申し立て接近禁止命令が出されたが、離婚調停に夫が理由をつけては出頭を延期するため調停が長引いている。 6 か月の命令期間内に調停を成立させられるかどうか難しい状況である。

2 退去命令

- ・ 被害者が自立して生活できる体制を整えるために、生活保護や就学児童の学籍移動のための手続き、避難先の確保などを行うには、2週間では短く、1か月程度は必要である。
- ・ 一時保護になった後、保護命令申立てを行い保護命令がおりたが、なかなか住居が 見つからず、荷物の持ち出し先が決まらなかった事例があった。貸し倉庫等を探した が経費が高くて借りられなかった。住居が決まらない中での退去命令期間2週間は短 く、退去命令期間の延長を行うか、退去命令の開始日を本人の準備が整った後に設定 できるようにする必要があると思われる。
- ・ 退去命令発令は、夫が通知を受け取ったということを地裁が確認後、本人に地裁から連絡がある。その時点から2週間という期間内で、「本人が退所先を探し、自宅から荷物を持ち出す。」ということをしなければならない。これらのことを2週間で行うのは困難であった。

退所先確保に時間がかかり、取り出した荷物を一旦、トランクルームに預けなければならなかった。

要望事項3(1)

DV被害者を安全かつ適切に処遇するため加害者の動向を的確に把握する必要があるので、裁判所から配偶者暴力相談支援センターに保護命令の発令について通知されるよう全国統一した取扱いを定めていただきたい。

1 本人への支援

保護命令の申立て後、引き続き相談援助が必要な場合、あるいはその後の状況の変化によりあらためて相談が必要な場合がある(発令後加害者の元に戻り再び暴力が始まるなど)が、的確かつ適切な援助を行うため発令の事実を把握しておく必要がある。また、警察と同時に情報を入手できることで、警察署との連携が取りやすくなり、被害者保護についてより効果的な支援が展開できる。

2 配偶者暴力相談支援センターの支援体制の充実

配偶者暴力相談支援センターにおける業務の検証のため結果を把握し、その後の当該被害者や他の相談者への支援に役立てられるようにしておく必要がある。

要望事項4

DV被害者の移送、母子生活支援施設への入所、福祉施策の適用等において市町村が果たす役割は大きいが、自ら実施主体であるという認識に欠けるところも少なくないので、法令での明文化も含め、配偶者暴力防止法における市町村の責務を具体的に示していただきたい。

1 市町村によってかなり認識の格差があり、中にはDVは都道府県の仕事だと考えている市町村もある。自立支援には市町村の資源を活用しないと前に進まないが、積極的に協力をしてもらえない市町村があり一時保護後の方向性が見つけられず時間が過ぎ、帰宅という選択をしてしまうケースがある。

被害者の自立支援については、配偶者暴力相談支援センターだけでなく、市町村や福祉事務所の協力が不可欠であり責任の明確化が必要である。

条文に新設として「被害者の保護と自立支援」の章を設け、市町村にも被害者の自立 支援を行う責務があることを明記するとともに、国・都道府県・市町村の関係部局が相 互に連携を図りながら支援を行うように明記されたい。

2「市町村の責務」の内容

- ・D V 相談窓口の設置及び周知 市町村で対応できなくとも、婦人相談員や配偶者暴力相談支援センターに的確に相 談内容をつなぐこと。
- ・ 自立支援施策の実施(具体的には、保育所の広域入所、健康保険の加入、公営住宅 への優先入居など)
- ・ 福祉事務所設置の市町村は、生活保護の適用や母子生活支援施設の入所について D V 防止法の趣旨に沿った対応を行うこと。